

せたな町地域エネルギービジョン（概要版）

■ 地域エネルギービジョン策定の背景と目的

我が国で 2020 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言したことに伴い、環境省は 2021 年に地球温暖化対策推進法の改正を行い、地域の脱炭素化の促進を行うことを明示しました。それを受け、市町村（指定都市等は除く。）は、実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて再生可能エネルギーの利用促進等の施策と、施策の実施目標を定めるよう努めることとなりました。また、経済産業省は 2021 年に「第 6 次エネルギー基本計画」を策定し、2030 年に向けた施策としてエネルギーの地産地消を実現し、さらなるレジリエンス強化を促進することを掲げました。

このような背景を受け、せたな町では地域に存在している再エネ資源を効率的に活用し、脱炭素化に寄与するとともに、地域エネルギーのレジリエンス強化を目的として「せたな町地域エネルギービジョン」を策定し、地域経済及び社会の持続的発展に資する取り組みを実現していきます。

■ せたな町の現状と課題

・自然特性

道内では日本海側に位置するため、海水温の高い対馬海流の影響により比較的温暖な傾向にあり、冬の積雪量も比較的少ない環境です。また、3 月から 9 月にかけて日照時間も多く、太陽光発電におけるポテンシャルも高くなっています。

・社会的特性

総人口は 1955 年をピークに減少が続いており、年少人口と生産年齢人口の減少が高く、少子高齢化が進んでいます。

・再生可能エネルギーに係る取り組み

再エネへの取り組みを含めた総合計画等を策定するなど、町が中心となって再エネ事業を推進し、住民の再エネへの理解を醸成するとともに、地域の雇用創出や活性化を図ってきています。

・温室効果ガス排出量

せたな町の 2019 年度の温室効果ガス排出量は 59 千 t-CO₂ で、北海道全体（約 48,711 千 t-CO₂）の 0.12% を占めています。部門別では、家庭部門が全体の 34.5% を占め、次いで運輸部門が 30% であり、2 部門で 50% 以上を占めています。産業部門では、製造業が 44% を占めており、次いで農林水産業が約 33% となっています。

・町が抱える課題

せたな町が抱える課題は以下の通りです。これらの課題解決のために、地域エネルギービジョンを策定しました。

- (1) 子供が住み続ける環境整備
- (2) 過疎化・高齢化の不便・不安解消
- (3) 地域活性化・安住促進
- (4) 地域資源の活用

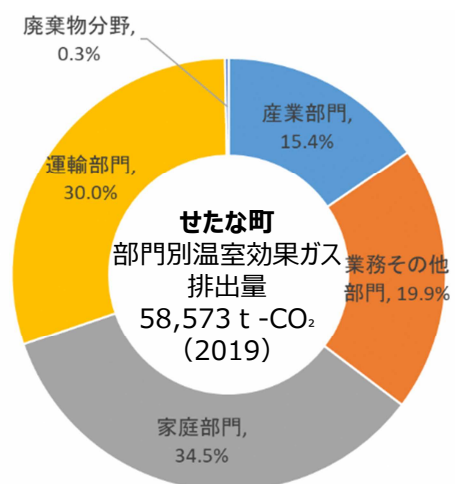


図 せたな町の温室効果ガス排出量

■ 目指すべき将来像

せたな町が抱える少子高齢化などの課題を解決するために、町が有する豊富な再エネのポテンシャルを活かすよう、様々な観点から再エネ導入・省エネ推進を図りながら地域活性化を進めます。

将来像を「地域エネルギーの地産・地消でまちづくり～みんなで取り組むエネルギーの地産・地消～」と定め、地域エネルギーの利活用を目指します。

地域エネルギーの地産・地消でまちづくり ～みんなで取り組むエネルギーの地産・地消～

■ 基本方針

【経済（農林業、漁業、観光など、町内外の地域活性化）】

基本方針 1 町内外の地域活性化を図る

町内の再エネ導入・省エネ推進を通して、町内外を含めたエネルギーの地産・地消を図り、町内外の地域活性化を図る。

【環境（再エネ導入、省エネ推進、生物多様性の保全）】

基本方針 2 日本一の脱炭素の取組を行う

生物多様性の保全等を考慮したゾーニングを通して、適切に再エネ導入・省エネ推進を図りながら、自家消費等によるエネルギー自給率 100%を目指して日本一の脱炭素の取組を行う。

【社会（安全・安心なまちづくり）】

基本方針 3 安全・安心なまちづくりを推進する

再エネ導入・省エネ推進による防災機能の強化等を図り、安全・安心なまちづくりを推進する

【教育（環境教育・人材育成）】

基本方針 4 町民の脱炭素の取組を推進する

町内外の再エネ・省エネ設備を利用した環境教育・人材育成を図り、町民の脱炭素の取組を推進する。

【技術（最新技術、農林業・漁業の電化）】

基本方針 5 町内の様々な施設や活動の脱炭素の取組を推進する

洋上風力発電などによる再エネ電源を利用した最新技術の活用により、町内の様々な施設や活動の脱炭素の取組を推進する。

■ 具体的な取組

<p>【基本方針 1】 町内外の地域活性化を図る</p>	<p>(1) 再エネ設備の導入 a. ゾーニングの配慮事項等を踏まえた陸上風力発電の誘致 b. ゾーニングの配慮事項等を踏まえた洋上風力発電の誘致 c. 「基地港湾を補完する港湾」等の選定への取組 (2) 公的施設等の再エネ設備の設置、再エネ電源の地産・地消 a. 日本初洋上風力発電設備「風海鳥」のリパワーまたは建替 b. 北部松山衛生センター組合のごみ焼却処理施設を利用した発電 c. 太陽光発電設備の設置（学校や役場などの公共施設等） d. 余剰電源の町民還元等を目的とした、町内外を含めた自営線設置などの検討 (3) 民生部門等の再エネ電源の地産・地消 a. 太陽光発電設備の設置補助 (4) 農業・漁業での再エネ電源の利用 a. 農林業・漁業等への再エネ電源を利用した設備の設置支援等 (5) 省エネの促進 a. 住宅や事業所の ZEH 化、ZEB 化への補助 b. 公用車、町内バス・タクシーの次世代自動車（EV 化）の推進 c. 町内の照明の LED 化の推進 (6) 地域活性化の推進 など a. 再エネ設備を見学する施設の設置 b. 再エネ設備の観光資源としての活用</p>
<p>【基本方針 2】 日本一の脱炭素の取組を行う</p>	<p>(7) 温室効果ガスの吸収源としての機能向上 a. 未利用材の活用による木質バイオマスの地産・地消の検討 b. 自然環境保全上、重要な地域の適切な保全・維持管理</p>
<p>【基本方針 3】 安全・安心なまちづくりを推進する</p>	<p>(8) 再エネ基金や再エネ電源を利用した安全・安心なまちづくり a. 再エネ基金の設立の検討 b. 再エネ電源等を利用した次世代自動車による医療・介護・福祉輸送 c. 災害時における再エネ発電設備の活用 d. 再エネ電源を活用したロードヒーティング等による交通安全の確保</p>
<p>【基本方針 4】 町民の脱炭素の取組を推進する</p>	<p>(9) 再エネ設備を利用した環境教育の実施 ・再エネ設備を見学する施設の設置 ・再エネ設備を利用した環境教育に係る授業の実施 ・環境教育を目的とした町内外からの設備見学受入の実施 (10) 再エネ導入・省エネ取組に係る勉強会の開催や広報等による周知 (11) 町内外の関係機関と連携した再エネ・省エネ設備の維持・管理に係る人材育成の取組</p>
<p>【基本方針 5】 町内の様々な施設や活動の脱炭素の取組を推進する</p>	<p>(12) 再エネ設備における蓄電池の設置 (13) 再エネ電源を利用した EV 充電設備の設置 (14) 温泉熱や小水力等を活用した再生可能エネルギーの導入の検討 (15) 農機・重機・船舶の EV 化・非化石燃料化（水素ガス）の実証事業 (16) 家畜糞尿バイオガス設備等の設置 (17) 近隣自治体へのエネルギー融通（町内外を含めた新電力の検討）</p>

■ 地域エネルギービジョンの推進体制

・ 庁内推進体制の確立

本ビジョンで掲げた様々な取組の推進にあたっては、エネルギーの視点に加えて、まちづくりや地域活性化など他の政策との連携が必要不可欠であるため、まちづくり推進課が中心となって、庁内の関係部局や国及び関係団体・企業との連携を図りながら進めていきます。

・ 外部組織の設置

地域のエネルギーの地産・地消を適切に進めていくためには、再生可能エネルギーの導入や推進に関する知見や、エネルギー技術に関する専門的知識等が必要です。

加えて、本ビジョンに記載した様々な取組を具体的に進めていくためには、取組を進めていく様々な段階で住民の意見を聞き、適切に周知を行う必要があります。

このため、本ビジョン策定にあたって設置した「せたな町再生可能エネルギー協議会」の枠組みを今後も活かして、委員として有識者や住民、関係機関の代表者等で構成される「（仮称）せたな町ゼロカーボン推進協議会」を設置し、国の最新の動向等を踏まえ、今後も、地域のエネルギーの地産・地消によるまちづくりを進めていきます。



（一社）地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）により作成されたものである。